

環境計画策定部会設置規程

平成 27 年 2 月 5 日制定

平成 27 年 4 月 1 日改訂

令和 2 年 4 月 1 日改訂

第 1 部会の設置

奈良県環境審議会（以下「審議会」という。）に環境計画策定部会（以下「部会」という。）を置く。

第 2 部会の審議事項

部会は、審議会に対する知事の諮問事項の内、奈良県の環境に関する計画の次の事項について調査審議する。

- （１） 奈良県環境基本条例（平成 8 年 12 月奈良県条例第 7 号）第 10 条の規定による奈良県環境総合計画の策定に関する事項
- （２） 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条の規定による温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画の策定に関する事項
- （３） 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第 8 条に規定する行動計画の策定に関する事項
- （４） 「気候変動適応法」第 12 条の規定による地域気候変動適応計画の策定に関する事項
- （５） その他奈良県の環境に関する計画の策定に関する事項
- （６） その他審議会から付議された事項

第 3 審議の扱い

知事から審議会に対し、第 2 の（１）から（５）までに掲げる事項について、意見を求められたときは、直接、部会において審議するものとする。

第 4 部会の決議の扱い

部会長は、部会で審議された内容及び決議された事項について、審議会に報告するものとする。

- 2 審議会は、部会の意見を審議に反映させるものとする。